



広報

川越

— No. 348 —

12月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 24-8811(代)

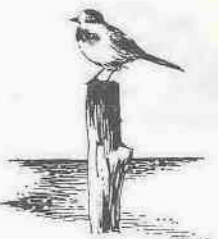
■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



主な内容

- 家を建てる時の注意点 ……2~3P
- 市街化区域内の緑地確保に
交付金、公害防止監督者制度が発足、市功労者を表彰、保育園児募集
- 水道管の凍結・破裂防止
対策 ……4~5P
- 多い枯草の火災、年末に多
発犯罪と事故、たばこは市
内で、年末年始の市業務、
年末年始の登記は早めに
- 市民のページ ……6~7P
- 写真ニュース、川越の歴
史、ぼくらの作文、愛のプ
レゼント、句会だより、グ
ループ紹介
- お知らせのページ…8~9P
- 市民サービス部の市民相談
室、婦人会館の毛糸手編み
講習会、勤労青少年ホーム
のクリスマス・パーティ、
9品目の需給情報(経企庁)
ほか
- 交通安全だより…10P



表紙説明

市では、子どもたちが交通事故の心配もなく元気で遊べるようにと遊休農地や空地を利用した児童遊園地の設置を進めています。

本年は、地主さんのご好意によって10カ所設置しました。都市化が進むにつれて、子どもの遊び場もなくなってしまいます。休耕地や空地を所有している方はぜひ利用させてください。(的場地区に設置された児童遊園地)

「住まいるのしおり」 これだけは知っておこう 家を建てる時の注意点

家を建てる時の注意点

従来、県で行っていた建築基準法による確認事務は、今年の五月一日から市役所建築指導課で行っていますが、この六カ月に受付件数は三千件を越えました。

市ではこれらの申請をなるべく早く確認するように努力していますが、なかには申請の内容と異なる建築をしたり、あるいは申請をしないままに建ててしまったりして、工事の中止を命じられた建物もあります。

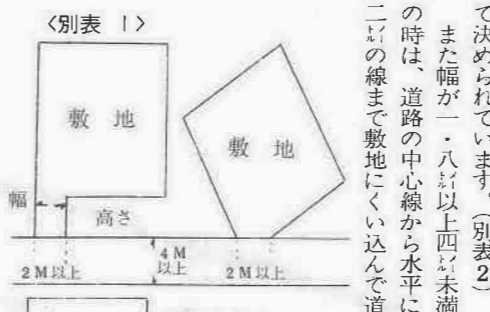
そこでこの六カ月間に建築指導課が扱った申請のうち、とくに問題が多かった例の中から、建築をする場合にこれだけは知っておいてほしいという点をあげてみました。

敷地と道路の関係

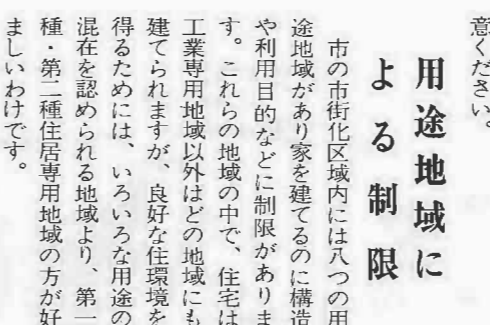
道路に突出して家を建てられない

ことは「承知のとおり」ですが、道路と敷地の境界がはつきりしないままに建築してしまうと、あとあとそのことに気づき直して工事をして思わぬ出費をしたというケースもありません。

住宅を新築する時(増改築も含む)は、敷地が幅四メートル以上の道路に二メートル以上(別表1)接していない場合はなりません。ただし袋小路の場合はその長さや幅が、県の条例



で決められています。(別表2)また幅が一・八メートル以上四メートル未満の時は、道路の中心線から水平に二メートルの線まで敷地にくい込んで道



路とみなされ(別表3)、この部分には家を建てることはもちろん、へいなどもつくれないことになって

用途地域による制限

市の市街化区域内には八つの用途地域があり家を建てるのに構造や利用目的などに制限があります。

これらの中で、住宅は工業用地以外ほとんどの地域にも建てられますが、良好な住環境を得るためには、いろいろな用途の混在を認められる地域より、第一種・第二種住居専用地域の方が好ましいわけです。

買入住宅を

建売住宅を完成しないうちに契約して、できあがったら違反建築物で使用禁止となり、入居できない方もいます。契約してからは遅すぎます。大金を投資するので

すから予備知識を十分身につけておきましょう。契約する前に建築確認が済んでいるか、内容に間違いがないかなど建築指導課でご相談ください。

対象事業場

①大気関係指定工場等 ②大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設を設置している事業場、総排出ガス量が毎時五千 m^3 以上のもの

③水質関係指定工場等 ④水質汚濁防止法で定める特定施設を有する事業場、総排水量が一日三百 m^3 以上のもの

⑤騒音関係指定工場等 ⑥騒音規制

⑦このほか不明な点は、市役所公害課(24)一八八二一内線(三三二)へお尋ねください。

北側と道路による斜線制限

良好な住環境を保つために第一種および第二種住居専用地域に限

って、それぞれ敷地の北側境界線からの斜線による建物の高さの制限があります。このため第一種住居専用地域に二階建ての住宅を建てる場合は、北側の隣地境界から一

建築物の設計と建築確認

建築物の設計や工事管理、建築確認申請の手続などを依頼する時、

百平方メートル以上の建物については必ず登録を受けた建築事務所にご相談してください。市では申請書を受け付めますと、その確認申請書が建築基準法に定めるいろいろな制限に合っているかどうか、書類審査と現場審査を行い、間違いがあれば確認書を送ります。工事は必ず確認書を受けた後、規定の確認表示板を出してから始めてください。

日照時間の確保 指導要綱も決る

建築物の中高層化に伴い、付近の住民の環境保全(日照)などを目的として指導要綱がつくられ、六月七日から施行になりました。これにより、日照時間は冬至の日の午前九時から午後三時までの間に、第一種

建築物の中高層化に伴い、付近の住民の環境保全(日照)などを目的として指導要綱がつくられ、六月七日から施行になりました。これにより、日照時間は冬至の日の午前九時から午後三時までの間に、第一種

市功労者を表彰

市では、市制施行五十周年記念にあたる十二月一日、市役所七階会議室で市功労者の表彰を行いました。この表彰は川越市表彰規則に基づき、表彰を受けた方々は次のとおりです。

- (有効表彰)
 - ▽清水正平(市議会議員) 〇青木金平(農業委員) 〇石川秀夫(公平委員) 〇都築肇(前助役)
 - 〔市職員有効表彰〕
 - ▽中沢昭二ほか十七名
 - 〔感謝状〕 〇小高佐太郎

市街化区域内の緑地確保に 交付金制度を制定

市では、このほど「川越市市街化区域緑地確保に関する要綱」を制定しました。

この制度は、市街化区域内の農地の所有者と市が緑地確保の協定を結び、その所有者に交付金を交付し、市民生活に必要な環境を保持しようとするものです。適用はA農地が本年度から、B農地は明年度からです。

市街化区域緑地指定の要件

①市内に住所があり農地を所有している方。②農作物などの生産を五年以上継続して行おうとする農地。③一カ所の農地面積が七百平方メートル以上あるもの。

以上の要件に該当する場合は、このほか不明な点は、農務課(24)一八八二一内線(三四二一)へ。

公害防止監督者制度が発足

県では、公害防止対策の一環として昨年十月に「公害防止監督者制度」を発足させました。この制

度は、公害関連の事業場などに公害防止業務を担当する組織を設置し、公害防止監督者(同代理者)をお

保育園の園児募集

説明会と受付は1月8日から

市では、明年度(昭和四十九年四月)昭和五十年三月末)の保育園児の入園受付を、次の要領で行います。

- ▽入園資格 市内に住んでいる幼児で、保護者が仕事に従事したり病気などのため、家庭での保育が十分でない方。
- ▽保育料 世帯の前の年の所得税額および前年度の市民税額固定資産税額によって決めます。
- ▽申請書等の配布 入園のしおりや入園申請書などの書類は、別表の「入園手続き説明会」の会場でご配布します。
- ▽入園の説明会と受け付け 別表の日程によって行いますので、入園希望の保育園へおいでください。なお受け付けの際は、入園希望の幼児を連れてきてください。
- ※ 勤めの関係や書類不備などで決められた日に申請手続きができなかった方は、二月三日の日曜日

午後二時から四時まで、菅原町保育園で受け付けますから、利用ください。いずれの保育園を希望する方でも結構です。

現在入園中の園児およびすでに申請してあっても定員の関係で保留になっている幼児も、ここで新規に同様の手続きが必要です。

▽入園の決定 家庭の実態を調査し、その結果にもとづいて決めます。入園決定は三月十日ごろです。

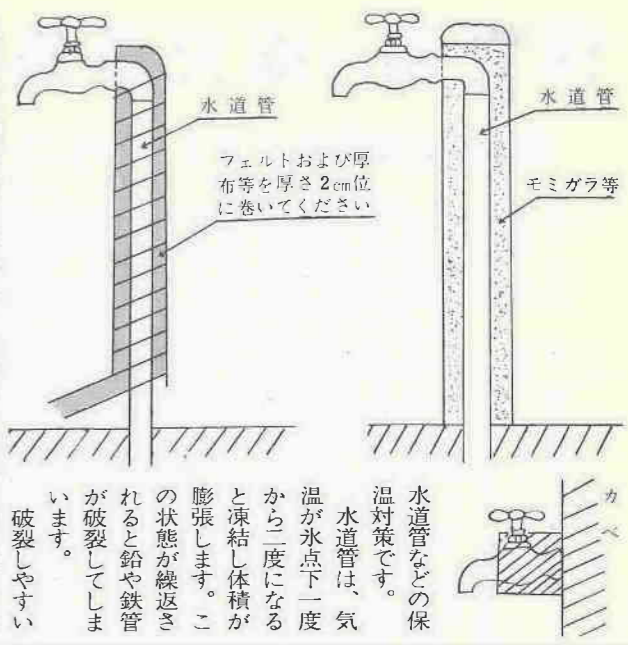
※ 各保育園とも、定員がありま

49年度保育園入園の説明会と受付

| 保育園名 | 所在地 | 定員 | 入園手続き説明会 | | 申請受付 | |
|--------|-------------|-----|----------|---------|----------|-----------------------------|
| | | | 期日 | 時間 | 期日 | 時間 |
| 小ヶ谷保育園 | 小ヶ谷161-1 | 90 | 1月8日(火) | 午後3:30 | 1月22日(火) | 午後2:30～5:30 |
| 霞ヶ関 | 並 橋4449 | 60 | 1月9日(水) | " 3:30 | 1月23日(水) | " 5:30 |
| 名細 | 上 戸315-58 | 60 | 1月10日(木) | " 3:30 | 1月25日(金) | " |
| 郭 町 | 郭 町1-18-2 | 60 | 1月10日(木) | " 3:30 | 1月24日(木) | " |
| 志多町 | 志多町12-1 | 60 | 1月11日(金) | " 3:30 | 1月27日(日) | 午前9:00～11:30 午後2:30～5:30 |
| 大 東 | 豊田本2055-1 | 60 | 1月11日(金) | " 3:30 | 1月28日(月) | " |
| 下 田 | 的 場2340-6 | 120 | 1月12日(土) | 午前11:00 | 1月27日(日) | 1:00～4:00 |
| 菅原町 | 菅原町22-12 | 90 | 1月13日(日) | " 9:30 | 1月26日(土) | 12:30～5:30 |
| 高 階 | 藤原町27-6 | 90 | 1月13日(日) | 午後1:00 | 1月29日(火) | 2:30～5:30 |
| 月吉町 | 月吉町39-1 | 70 | 1月14日(月) | " 3:30 | 1月30日(水) | " |
| 古 谷 | 古谷上4021 | 60 | 1月14日(月) | " 3:30 | 1月31日(木) | " |
| 脇田新町 | 脇田新町18-9 | 80 | 1月16日(水) | " 3:30 | 2月3日(日) | 午前9:00～12:00 午後2:30～5:30 |
| 新宿町 | 新宿町3-1-23 | 60 | 1月16日(水) | " 3:30 | 2月1日(金) | " |
| 霞ヶ関第二 | 並 橋5024-458 | 90 | 1月17日(木) | " 3:30 | 2月2日(土) | 1:00～4:00 |

・定員(単位:人)のカッコ内は卒園予定者数です。
・霞ヶ関第二保育園は、新設ですので説明会および受け付けは、霞ヶ関公民館(並橋177-2・霞ヶ関出張所)で行います。

破裂防止対策 ——などで保温——



気象庁の長期予報によると、今年の冬は厳しい寒波がやってくるというわけですが、水道管が露出しているところなどです。

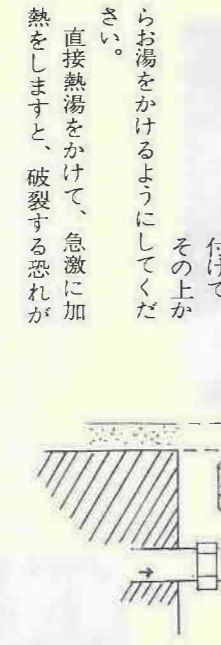
家庭では、水道管の凍結や蛇口の破裂を防ぐため、次の方法で予防してください。

凍結の防ぎ方

まず露出している水道管には必ず厚布(古毛布)やワラを巻いて、蛇口は、屋外にあるものは夜間厚布で包み、屋内でも北向きの炊事場などにあるものは水をよくふきとって厚布で包んでください。

また、蛇口は、凍ったときは、凍った時の応急処置を行ってください。

水道管の凍結・厚布やワラ



凍った時の応急処置

もし、水道が凍結して水が出ない場合は、ぬるま湯を少しずつかけて気長にとかすか、あるいは厚いタオルなどを巻いて、その上からお湯をかけるようにしてください。

直接熱湯をかけて、急激に加熱をしますと、破裂する恐れがあります。

今年のは枯草の火災発生がたいへん多く、市内ではすでに七十六件のものほつています。

あき地などの枯草は、子どもの火遊びやたばこの投げ捨てなど、ちょっとした火の気からでも火災になりやすいものです。

これからの時期は、北風が強くなり、乾燥しやすいため、火災の起りやすい状態が続きます。枯草の近くでは、たき火やたばこなど火の取扱いは十分注意してほしいものです。

市では、昭和四十四年十二月に「あき地の環境保全に関する条例」をつくり、あき地の所有者に対しその土地の維持管理を行うよう義務づけられています。

枯草を除去していないあき地の所有者は、刈取りをするか風の強い静かな日に焼却するなどして、火災防止にご協力ください。

所有者が仕事や人手などの関係から、自分で枯草の除去ができない場合は、市役所衛生課(☎24)に依頼してください。

多い枯草の火災 所有者が責任をもつて

悪質な消火器販売員にご注意

最近、ご家庭を訪問し消火器を強引に売りつける悪質な販売員が増えています。手口としては次のとおりです。

「町会で買うことを決めた。ないのはお宅だけだ」とうそをつく。

「法律が変り家庭にも消火器を置かないと罰せられることになった」とうそをつく。

「消火器の点検に来ました」といって点検し、新しいものを売りつける。

「法律が変り家庭にも消火器を置かないと罰せられることになった」とうそをつく。



みなさんの注意で
明るい歳末に

師走は一年の締めくくり、各家庭や職場とも何かとあわただしいものです。

また、ほかの月とくらべ事件や事故も多くなるといわれています。

年末に多発犯

健康のため
吸いすぎに注意しましょう

国内で販売されるたばこの箱にこのキャンペーンが刷り込まれるようになったのは、今から二年程前からです。

当時は、たばこをやめる人が多くなるのではないかと予想されたのですが、たばこの売上げ高は逆に年々伸びているようです。

そして、たばこの種類も現在では四十種を越えています。

ところで、みなさんが吸っているたばこですが、これには税金がかかっていることはすでにご存知だと思います。

しかし、この税金がどのように使われているかは意外に知られていないようです。

たばこには、種類に関係なく一本当たり四十六銭余りのたばこ消費税が含まれていて、このうち七十四銭

市内で買うと
お得です

たばこ消費税で郷土を豊かに

税は、一年間(昭和四十七年度)に二億六千万円にもなりました。

そして本年度も三億円近い額(見込み)が、市にはいり市の重要な財源となります。

しかし、この税は市内で売れたたばこの量によって決められます。

年末年始の市業務のご案内

例年のことですが、年末年始の市役所の執務は、十二月二十九日から一月三日まで休みになります。

ただし、ごみと尿の収集および葬祭業務については、次のとおり実施します。

なお、年末は市役所および出張所の窓口が混雑しますから、納税や諸証明の交付等はなるべく早目に済ませるようにしてください。

(ごみと尿の収集)

市内の市の一般業務は、二十八日(日)で終了しますが、ごみと尿の収集は、三十日まで実施します。

また、ごみの収集は下表の日程で実施しますが、これが年内最後の収集になります。

各コースとも六日間休みになりますから、お間違いないようお願いします。

特に、年末年始はご家庭のごみが多く出るときですが、美しい街づくりのためにも、休み中は絶対にごみを持ち出さないようご協力をお願いします。

〔葬祭事業〕

霊柩車、祭壇、葬具、火葬業務等の葬祭事業は、元日と二日のみ休業しますが、他の日は平常どおり行います。

ただし、祭壇の飾付けは三十日で終了させていただきます。引き取りは一月三日以後になりますので、ご了承ください。

| 地域 | 年末最終収集日 |
|-----------|-----------|
| 火・金曜日収集地域 | 12月28日(日) |
| 水・土曜日収集地域 | 29日(月) |
| 月・木曜日収集地域 | 30日(火) |

旧金銭勲章
一時賜金
銀杯が贈られます

金銭勲章を受けて一時賜金が支給されている方には、総理大臣から銀杯が贈られることになっていきます。

該当者は、現在生存している勲章受給者と昭和三十八年四月一日以後に死亡した勲章受給者の遺族です。申請期限はことしの十二月末日までです。該当する方は早めに市役所社会課(☎24)一八八―一内線(二九七八)へ申請してください。

該当者は、現在生存している勲章受給者と昭和三十八年四月一日以後に死亡した勲章受給者の遺族です。申請期限はことしの十二月末日までです。該当する方は早めに市役所社会課(☎24)一八八―一内線(二九七八)へ申請してください。

登記所からのお願い

例年のことですが、年末になりますと、土地建物等に関する登記事件が多くなり、年末近くになって提出されたものは年内に処理しきれない場合がありますので、早めに提出されるようお願いいたします。

したがって、年内に処理を要する登記申請書は、なるべく早く、遅くとも左記日程までに提出されるようご協力願います。

▼表示に関する登記

○現地調査を要するもの(建物の新築、増築、土地の地目変更等)

十二月十五日(土)まで

○現地調査を要しないもの(土地の分筆、合筆等)

十二月十八日(火)まで

▼権利に関する登記(売買、抵当権設定等)

十二月二十四日(月)まで

浦和地方法務局川越支局

学校田の収穫祭

古谷小で「もちつき」

十一月二十一日、古谷小学校で、五年生が先生・父兄と一緒にもちつきをしました。同校では、七年前から学校田(約二アール)に五年生の理科教材用として稲を栽培し、ここで収穫した米で収穫祭を開いてきました。今年も学校田の稲の苗は父兄が提供、田植えと管理は五年生、収穫は父兄と一緒で、文字どおり地域ぐるみの収穫祭です。当日は学校田で収穫した米と父兄が提供した米を合わせて約五十キログラムを朝早くからつきあげました。全校児童たちは、自分たちの学校田で収穫したものにだけに、おいしそうに食べていました。



目で見る教育百年

本丸御殿で

十一月二十日(二十五日まで、本丸御殿で、教育百年展)が開かれました。この百年展は、日本に学制が公布されて百年になるのを記念して開かれたものです。この間、日本の教育は種々の曲折を経ながら発展してきました。そこで、先人の努力の跡をふり振り返りながら、合せてこれからの望ましい教育の姿を考えようという教育関係資料約千五百二十点を展示、小学生からお年寄りまで多くの市民が訪れました。



電気器具の故障修理は自分の手で

11月20日、南公民館で「電気器具取扱いと修理講習会」が行われました。この講習会は、東京電力川越営業所の協力で、電気の基本、器具類の正しい取扱い方、欠陥商品の話、コンセントの切りつめ、ヒューズの取換えなど簡単な故障修理の実習もありました。

参加者は、簡単な故障は自分で修理ができるようにと真剣に指導を受けていました。

写真ニュース

みなさんのまわりで面白い話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。



ぼくらの作文

私は去る十一月十四日、県民の日の記念行事として川越地方県民センター主催で行われた郷土を知る会に参加しました。

市内二十校の代表四十名を乗せたバスは、八時二十分市民会館を後に秋晴れの日さしの中を、行田市へと走り出しました。引率の先生から郷土を知る会についてのお話と県民の日は、「みんなで力を合せてつばな郷土をきびき、しあわせにくらせる社会をつくりあげよう」といって、くわしい話を聞きました。その後学校名と名前を記した紙を渡しました。



郷土を知る会に参加して

大東東小六年 福田 泰代

前の自己紹介をしました。バスはまもなく、行田市の古墳群につきましました。さきたま風土記の丘と考古資料館と民俗資料館を見学しました。むかしの農家の人は今のように機械がないため仕事をするのにずいぶんたいへんだったろうと思います。それからバスで利根大堰につき

ました。なれない貨自乗車のせい、か、とてもつかれました。それから加須市上三保の県水産試験場で淡水魚を見ました。全長約五十センチメートルのこいがのびのびとおよいでいました。池には機械で噴水のように水が

火災シーズンに備え

消防特別点検

12月3日、恒例の消防特別点検が市民グラウンドで行われました。今回は、川越地区消防組合(川越市・川島町)の組織になって初めての特別点検のため、川島町からも多数の団員が参加、本部員・団員など460人が、火災に備えて、キビキビした動作で点検をうけました。

水族館には、コクレンという全長百四十センチメートル、体重五十キロという大きな魚もいたのはとてもおどろきました。

そして二時三十分、帰路につきました。車内には、テープレコーダーが用意されていました。来年の参考のために今日の意見や感想について一言づつみんながインタビューをされました。「楽しかった。よい勉強になった。」と同じような意見でした。私もほんとうに今日は社会勉強には最高のチャンスで記念すべき県民の日の一日になったと思えました。バスは四時二十分、市民会館前につき、解散となりました。

川越の歴史



河越氏と並んで本市に關係の深い武士団に仙波氏があります。仙波氏は「武蔵七党系図」によると村山党の一族です。村山氏は河越氏などと同じく平良文の子孫で野原頼任が村山地方(東京都東村山地方)に土着して、山口、大井、宮寺、須黒、小越、難波田、金子、久米などの各氏に分れ現在の東村山地方から入間郡南部にかけて勢力をもった武士団といわれております。仙波氏は村山小七郎家継(山口七郎)の四子家信が仙波七郎と称し、現在の市内仙波、小仙波地方に土着したとされております。ただ、仙波には貝塚などの縄文遺跡をはじめ、喜多院の慈眼堂古墳を中心として本市に現存する古墳といわれる三麥稲荷神社古墳(五世紀)や父塚・母塚等のいわゆる仙波古墳群と、第一中学校校庭から発見されたたぐさの住居跡群があるといふ古くから開けた地域ですが、こうした考古学的な遺跡と仙波氏とどのように結びついているか現在ではわかっておりません。仙波氏に限らず七党系図所載の各氏は強い血縁で結ばれた同族的な武士団は見

仙波氏は村山党の一族

武蔵七党系図

られず、各氏が比較的对等な党を結成しております。したがって仙波氏の場合も家信が村山からやってきて、仙波の地を開発していったというより、仙波にいた家信がこの地域に持っていた種々の権利や支配地を意味で、村山氏と養子縁組かなにかの形で村山氏との關係を結び「村山党の仙波氏」を名のするようになったのかもしれない。日本では伝統的に血筋や家系を重んずる傾向がありますから仙波氏の場合も考えられないことではありませんが、ただこれはあくまでも一つの仮説であって、今後の研究に待つことにしましょう。さて仙波家信は保元の乱(二五六)から記録に現われ、源義朝に從つて上洛して、源義朝の矢表に立つて奮戦し大矢の新三郎の右肩を切つたことが保元物語に出てきます。吾妻鏡によると建久元年(二九〇)十一月七日長男平太郎信平と次男の二郎安家の二人は源頼朝が上洛したとき「隨兵」となっています。また文治元年(一一八五)十月二十四日頼朝が勝長寿院の供養に参列したとき安家は同じく「隨兵」を命ぜられていました。三男の三郎右衛門尉家行と信平の長男太郎信恒は、以前に述べたとおり承久の乱のとき宇治川の合戦で負傷し、安家の次男弥次郎光時は重傷を負い三日後に亡くなりました。(市史編さん室)



日新企画、▽千八百二十円▽通町一〜四、近藤 努さん
▽児童福祉施設へ
▽玩具類ダンボール四箱▽仲町六
▽三、小谷野春子さん、▽洗剤五
kg入十四袋▽石原町二五七―三
前沢英男さん

句会

だより

五駄会

今朝咲いた花から先に水をやり
松永たまえ

グループ紹介

美容と健康の増進、スポーツをとおして親しい仲間づくりと連帯の心を養う目的で、今年九月から始められた南公民館の奥様テニス教室が十一月で修了し、これに参加した方を中心として生まれたのがママさんテニスクラブです。まだ生まれてたてで規約などき

南公民館 ママさんテニスクラブ

まっています。これからシーズンオフに入るので、来春の活動方針を決める予定です。会員は奥様テニス教室で、はじめてラケットを持ったという人がほとんどでまた基礎を身につけた程度ですが練習日には子ども連れで無遅刻、無欠席という熱心さのため今後の活動が期待されています。今後はもっと練習を積んで、他市のママさんクラブ等との交歓試合、県大会への出場など抱負は大きく、会員たちは張り切っています。
※お問い合わせは南公民館(☎43)〇〇三八)へどうぞ。

ひとすじの努力の道に叙勲あり
太田 コマ
晴姿立ち食いも出来ずおなかずき
綾部 はる
三つでもさまになつて晴姿
渡辺 文子
秋深み結婚式の晴着かな
橋本 時代
初晴着娘は着て出かけ雪が降り
上田みつえ
もう派手ねと云いつつ今年も晴着
干す 緒林 秀子
夏祭り遠くなりたる日を想う
三角 八重
お茶室へ通せんばする秋の花
城崎 サチ
風鈴の短冊失せて秋深き
中山 憲吾
傘の下わずかの蔭を歩み来て動く
ものなき沼のひろがり
荒川さなみ
老らくの友集い来し山の秋さわか
まりて鶉の鳴く
城崎 一夫

九品目の需給情報を出す

ウワサにまどわされぬよう

ものがなくなる、値が上がるというウワサが流れ、買いだめや買いいそぎ騒ぎが起りました。経済企画庁では、生活必需品の需給情報を伝える必要があるとして、品不足が伝えられる九つの品目についてさつそく実状を調べ、「基本的にはどれも心配はない」と発表、政府を信頼し、ウワサにおどらされることのないようにと呼びかけています。

○…○

砂糖は前年比に比べ四割増、在庫も十分。価格は七月にアメリカが大豆輸出制限を発表したので一時高騰したが九月をピークに落ち着いている。みそ・醤油は生産は順調、在庫も十分、値上がりの心配もなし。

灯油は八月、十月の生産量は前年同期を五割上回るほど、現在の在庫も十分。価格は九月末の元売り仕切り値段のまま凍結し、便乗値上げのないよう行政指導している。ただし、全体の石油事情から消費者の節約を望みたいとしている。

トイレットペーパーメーカーに緊急増産要請を出し混乱は収まった形。緊急出荷品の小売価格は一パック四ロール二百円以下に押えている。

洗剤・石けんは一月、九月の洗剤の生産量は前年の一割増、石けんも原料面の不安はない。塩は需要約五十万トンに対し国内産の生産は年百二十四万トン、国の専売品だから価格高騰は起りえない。

○…○

石油危機を背景にいろいろな憶測が生まれていますが、情報をよく選択し、生活のチエを働かせてこの事態をのりきってゆきたいものです。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請

一月一日現在で

十アール以上の農地を耕作し六十日以上農業に従事する満二十歳以上の方は、もれなくご提出ください。

申請要領の指導と申請用紙の配布は、地区の農業班長を通じていたします。必要欄を記入の上、班長にお渡しください。農業班に属していない方は直接、農業委員会(市役所三階)から出張所へお出でになって申請してください。

悩みごと、困りごとは 市民相談室で解決の手がかりを

市民サービス部

- 市民相談室
 - それぞれ専門の弁護士、行政相談員、民生委員、内職相談員、建築士、学識経験者、市職員がみなさんの相談相手となって、少しでも早く悩みごと・困りごとが解決できるようお力添えをしています。お気軽にご利用ください。
 - 一般相談
 - 親族、相続
 - 借地、借家等
 - 家族及び社会生活上におけるすべての相談は、毎日行っています。
 - 交通事故相談
 - 事故にあつたらどうするか、賠償請求、示談の方法等
 - 交通事象に関する相談は、毎日行っています。
 - 法律相談
 - 専門的解釈及び判断を要する法律問題の相談は、第一、第四木曜日に行っています。
 - 建築相談
 - 家屋の新築、改築及び建築資金の問題等建築に関するすべての相談は、毎週月曜日と水曜日にしています。
 - 結婚相談
 - 結婚を希望する人に対し
- 市政相談室
 - 市民サービス部では、市政に対する積極的・建設的な意見ご要望を承わり、みなさんの声を市政に反映させる広聴活動業務として、市政相談室をおいています。あわせてご利用ください。
 - 毎日午前八時三十分から午後五時(土曜日は正午)までです。



混合予防接種(百日せき・シフテリア・破傷風)をしています 忘れずに受けましょう

昭和48年1月1日～同年6月30日に生まれたお子さんは、3回とも接種を受けてください。昭和47年9月30日までに3回の接種を済ませているお子さんは、日程表の第3回目の日に接種を受けてください。

| 接種を行う日 | | | 時間 | 会場 |
|----------|------------|-------------|------------------------|---|
| 第1回 | 第2回 | 第3回 | | |
| 12.10(月) | 49年 1.7(月) | 49年 1.28(月) | 午後 1.30~2.30 | 芳野公民館 山田公民館 古谷公民館 南古谷出張所 藤間南町集会所 福原公民館 |
| 12.11(火) | 1.8(火) | 1.29(火) | 1.30~2.30 | 大東公民館 高階公民館 |
| 12.12(水) | 1.9(水) | 1.30(水) | 1.30~3.00 | 小堤後集会所 名細公民館 |
| 12.13(木) | 1.10(木) | 1.31(木) | 1.30~2.30 1.30~3.00 | 霞ヶ関公民館 月越小学校 川越小学校 仙波小学校 |
| 12.14(金) | 1.11(金) | 2.1(金) | 1.30~2.30 1.30~3.00 | 霞ヶ関公民館 中央小学校 寺尾公民館 |
| 12.15(土) | 1.12(土) | 2.2(土) | 1.30~3.00 | 南公民館 |
| 12.17(月) | 1.14(月) | 2.4(月) | 1.30~2.30 1.30~3.00 | 霞ヶ関北公民館 |
| 12.20(木) | 1.17(木) | 2.7(木) | 1.30~3.00 | |

*該当するお子さんで、問診票がとどかない

修学資金…①修学費=月額3千円~9千5百円の範囲内。②就学支度費=3万円まで以上、償還は8年以内。

*修学資金は無利子、他は利率年3分です。
*利用ご希望の方は、まずお近くの民生委員にお申出ください。
*お問合せは、社会福祉協議会(☎24-8811内線530~1)へ。

市立養護学校で生徒を募集

高等部1年=15人

市立養護学校(宮下町1-19-1、☎22-2753)で次のように生徒を募集しています。

○…募集人員は、高等部第1学年約15人。
○…応募資格は、①中学校を卒業した方、または来年3月卒業見込みの方(特殊学級を含みます)。②養護学校中学部を卒業した方、または来年3月卒業見込みの方。ただし、①②ともすでに卒業している場合は、卒業後おおむね3年以内の方とします。
○…応募希望の方は、来年1月10日(木)までに、市教委学校教育課(☎24-8811、内線306)へお申出ください。
*くわしいことは、養護学校または学校教育課にお尋ねください。

世帯更生資金貸付制度があります

民生委員を通じて福祉協議会へ

更生資金…①生業費=25万円以内、特に必要と認められる場合は50万円まで。②就職支度費=3万円まで。③技能習得費=月額3千円、6ヵ月間、特別の場合は3年まで延長できる。
*以上、償還は6年以内。

身障者更生資金…①生業費=25万円以内、特に必要と認められる場合は50万円まで。②就職支度費=3万円まで。③技能習得費=月額3千円、6ヵ月間、特別の場合は3年まで
*以上、償還は8年以内。

生活資金…月額1万1千円。償還は5年以内。
福祉資金…5万円まで。償還は3年以内。
住宅資金…30万円まで。償還は6年以内。
災害援護資金…20万円まで。償還は6年以内。
療養資金…10万円まで、特に事情のある場合は15万円まで。償還は5年以内。

納期のごあんない

国民年金……第3期分
下水道受益者負担金……第3期分

12月末日までに納めましょう。

全国いつせいに歳末たすけあい運動

この息の永い国民運動を、さらに大きくひろげてゆきましょう。

12月1日——31日

移動図書館の巡回日

- 県立図書館「むさしの号」
- 12月14日(金)、2月5日(火)、3月12日(火)=午前10時30分~高階公民館。午後1時~藤間南町集会所。午後2時20分~福原霞町児童公園。
 - 12月18日(火)、2月7日(木)、3月13日(水)=午前10時30分~南古谷桜堤団地公園。午後1時~霞ヶ関水久保団地集会所。午後2時20分~大東公民館。
 - 12月21日(金)、2月8日(金)、3月15日(金)=午後1時30分~名細枝神社境内。午後3時~山田西町集会所。
- 簡単な手続きで、1人3冊まで借りられます。お気軽にご利用ください。この移動図書館についてのお尋ねは、市立図書館(☎22-0559)へ。

毛糸の手編み講習会

婦人会館

毛糸で、小物やプルオーバーなどの基礎編みから応用編みまでを実習します。

- お誘合せご参加ください。
- 日 時・〔午前の部〕=1月11日から3月15日まで毎週金曜日、計10回。午前10時~正午。定員40人。
〔午後の部〕=1月12日から3月16日まで毎週土曜日、計10回。午後1時30分~3時30分。定員40人。
〔夜の部〕=1月8日から3月19日まで毎週火曜日、計10回。午後6時~8時。定員40人。
 - 会場・婦人会館(脇田新町10-2、☎42-6346)。
 - 指導・午前の部、午後の部は横関昌子先生、夜の部は川崎登代子先生。
 - 受講料・無料、ただし教材費800円。
 - 申込・市内在住・在勤の女性の方(学生は除きます)。12月20日(木)から受付します。教材費を添えて婦人会館へ。電話のお申込みはご遠慮ください。

ハイキング文化財・史跡を訪ねる

南古谷公民館

市民歩け運動をかねて、南古谷地区内の文化財・史跡を訪ねてみませんか。お誘合せご参加ください。

●期 日・12月16日(日)。この日雨天の場合は23日(日)に行います。

- 集合・新河岸朝日橋、午前9時30分。
- コース・朝日橋→大塚山→蓮光寺(昼食)→久下戸水川神社→奥貞友山の墓→慈眼堂→天然記念物楠の木。約10km。午後3時散会の予定。
- 案内・斉藤安右衛門、中野吾郎の両氏。
- 申込・12月14日(金)までに、南古谷公民館(☎35-1519)へお申込みください。
*参加費無料。昼食は各自ご持参ください。

第5回クリスマスの集い

勤労青少年ホーム

日 時…12月17日(月)、午後6時~9時。
会 場…川越勤労青少年ホーム(三久保町18-3、☎22-5241)。

催し…▲1階ロビー:模擬店。▲2階:不用品バザー。▲3階:キャンドル・サービス、プレゼント交換、ゲーム、ダンス、民謡。(200円前後のプレゼントをご用意ください)。
*ホームは登録制度になっていますが、この日は一般勤労青少年に広く開放しますのでお誘合せ多数ご参加ください。
なお、ホーム利用登録は備えつけの申請用紙に事業所の証明を添えて提出していただければその場で登録できます。

●●●年末年始の不用犬の引取りは●●●

今年、12月24日(午前9時~午前11時)で終わります。来年は、1月7日(午前9時~午前11時)が始まります。

毎週月曜日、霞北を除く各出張所で。月曜日が祝祭日のときは、その週は引取りをしませんのでご承知を。

月例話し方勉強会12月の教室

と き…12月18日(火)、午後6時30分~8時30分
と ころ…南公民館
テ マ …“説得するための話し方”一言論科学研究所 申 込 …あらかじめお電話でお申込みを
(参加費無料、定員30人)
南公民館(川越駅西口前、☎43-0038)



絶対やめよう酒酔運転

事故をなくして明るい正月を

交通事故の多くは、運転者や歩行者などのちよつとした不注意が原因で起きており、みんなが注意しあえば決して防げないものではありません。

年末から正月にかけては、酒を飲む機会が増えますので、酒が原因の事故も多くなります。そこで車を運転する方は「絶対に飲酒運転はしない」という気持を肝に命じて、事故防止にご協力ください。

危険な飲酒運転

酒を飲んで車を運転することは法律で禁止されていますが、依然として飲酒運転をする人があとを断ちません。

飲酒運転がどのように危険なのか、例をあげてみますと、概ね次のような症状が考えられます。

多くなって、これらに起因する事故が増加します。

そこで、みんなが安全運転や安全な歩行を心がけ、事故防止につとめてほしいと思います。特に車

ゆずり合いの精神で

脇田新町一六一〇 樋口親生

の運転をする時は、酒を絶対飲まない。また運転する人には飲ませない。という運動を家庭や職場など地域ぐるみの協力で押し進めて

年末から年始にかけては交通量がが増えて、何かと気ぜわしくなります。また、飲酒の機会も

▽物事に対する注意力がにぶる。
▽見える範囲が狭くなり、視力も非常に弱くなる。
▽物事に対する反応や動作がにぶくなり、誤った動作をするようになる。
▽速度感がにぶり、それに伴う恐怖感がなくなったり弱くなる。

ちよつといっぱい

こんな気持が命取り

このくらいならあるいはちよつと一ぱいぐらいならだいたいようぶという簡単な気持がとり返しのつかない事故につながります。酒を飲んで運転をしますと、それだけで運転免許証は停止になります。停止の前歴が二回以上あると酒気帯び運転だけで免許証は取消されます。

目撃したらすぐ通報

ひき逃げ捜査に協力を

被害者を交通事故の現場に置き去りにする「ひき逃げ」は、許す

差点で立哨していますが、つらいと思つたことはありません。

しかし車を誘導する際に、無理な進入をしたり進路妨害などの無謀な運転者がいて、適切な指導ができない時ほどいやなこと

道路を使用するすべての人がお互いに相手の立場や人命を尊重し、ゆずり合いの精神を持つて、道路交通法に定められた交通ルールをよく守り、通行して

いただきたいと思います。

ロータリークラブが横断旗を寄贈

11月27日、川越ロータリークラブ（会長、藤井豊三さん）から川越市交通安全推進協議会へ、横断旗1,350本が贈呈されました。

これは歩行者の安全確保のため贈られたもので、同会ではさっそく通学路などへ設置する予定です。



年末の交通事故防止運動

12月10日から31日まで

10月末日現在で、市内の交通事故による死者は18人です。尊い命を交通事故から守るため、次のことを実践してください。

- 運転者……… わき見運転をしない
- 歩行者……… 道路の横断は横断歩道を利用する
- 自転車……… 右折の時とくに注意して右折する

昭和三十三年六月十日第三種郵便物認可
月一回（十日、二十五日）発行 部四四

とじて保存しましょう。いつかお役にたつことあると思います。

発行所 川越市役所
川越市元町一丁目三番地 三五〇

市議会第六回定例会より

議長に岩崎靖夫議員

副議長に中野清議員が

選出される



市議会だより

市議会第六回定例会第一日（十月八日）に、市議会議長ならびに

市議会副議長の辞職にともない選挙がおこなわれましたが、その結

市民の皆様には、常日頃市政に対し、深いご理解のもとに、暖かいご協力を賜わりまして、まことにありがたく厚くお礼申し上げます。

このたび不肖私ははからずも

名誉ある川越市

議会議長の要職

に選ばれ就任いたしました

が、まことに身にあら

まる光栄であり

まして、自己の責任の重大なこ

とを痛感するものであります。

今後は、過去において、先輩議長

各位が築かれましたよき伝統を

継承し、市政の議決機関の長の

名に恥じないよう、一意専心努



議長就任あいさつ

川越市議会議長 岩崎靖夫

本来、地方自治行政は市民の皆さまの日常生活に密着すべきものであるところから近年著しく複雑多岐化いたしております。そのようなわけで市政の推進につきましましては、市民皆様のご要

望を反映させるよう努力することはもちろんであります。しかし、常に市民の皆様の実の幸福を目指して、時代をさき取りする新らしい感覚と、清潔明朗で、しかも決断と実行に徹した真摯な態度をもってあたるべきはいうまでもない

と、思っています。市議会は、真に平和で幸福な社会生活を望まれる市民の皆さまの代表である議員の府であり、市民の要望を行政に反映させるための意志決定機関であります。

ゆえに市議会は、高い識見と幅広い視野の上に立って、二十万都市川越市の現状を正しく認識して当面の必要な諸施策の解決に努力するとともに、将来の三十万都市への新しい街づくり構想についても一層の研鑽を重ねる必要があ

ると思っております。私はまことに微力ではあります。不偏不党の立場に立ち、市民の皆さまの代表である議員全体の意志を尊重し、議会の公正にして円滑な運営をはかるための全力を傾注し、もって市民の負託にこたえる所存であります。

市民の皆さまにおかれましては、何とぞ積極的に議会を傍聴されることと、議会の運営についても、ご指導ご鞭撻を賜わりたく、切に格別のご協力をお願い申し上げます。

不肖私、このたびはからずも岩崎靖夫議長とともに、川越市議会議長の要職に選任されましたことは、光栄のいたりであり、その責任の重大さを痛感いたしますのであります。



副議長就任あいさつ

川越市議会副議長 中野清

発展を遂げようとしております。それだけに川越市がかかえる問題は、生活環境整備・福祉・教育をはじめ種々山積しており、市に對する市民の皆様のご要望もまた多岐にわたっております。

もとより議員歴も浅く、非才のものではありますが、誠心誠意その職を全うすべく努力いたす所存でございます。ご承知のとおり、本市も人口二十万をこえ、更に三千万の埼玉県西部の中心都市として、大きな

しかも政治にしても、行政にしても、真に血のかよった運営を今日ほど望まれる時はないと考えます。地方自治は民主主義の学校といわれ、特に議会の使命は住民自治の立場から、市民の皆様福祉増進をはかることであり、これを市

政に反映させるための意志決定機関であります。ゆえに私は議長を補佐し、市民の皆様によって選ばれた議員各位とともに、ますます発展してやまない川越市の議会の円満

果、市議会議長に岩崎靖夫議員、市議会副議長に中野清議員が、

それぞれ当選しました。 ※ ※ ※

市議会議長の辞職について、根岸春吉市議会議長の辞職を認めました。

市議会議長の選挙については、根岸春吉市議会議長の辞職にともない選挙した結果、つぎの議員が当選しました。議長 岩崎靖夫 川越市旭町一丁目 十一番地八 大正五年五月九日生

市議会議長の辞職については、深田綱三市議会議長の辞職を認めました。市議会議長の選挙については、深田綱三市議会議長の辞職にともない選挙した結果、つぎの議員が当選しました。副議長 中野清 川越市久保町五番地三

昭和十一年一月一日生

市立診療所の設置定まる

水道事業会計など 会期二十五日間にわたり慎重審査

市議会第六回定例会は、十月八日午後一時に市役所に招集されました。招集にあたっての件名は、「昭和四十七年度川越市水道事業決算認定について」ほか三十四件でした。

川越市特別職報酬等審議会案例の一部を改正する条例を定めることについて

は、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与を改善するため、本条例の一部を改正したものである。

川越市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、特殊勤務手当の改善をはかるため本条例の一部を改正したものである。

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものである。

川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものである。

川越市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、国民健康保険川越市立診療所の設置を川越市小仙波町二丁目四十五番五に置き、「診療の範囲」「診療使用料及び手数料」「診療日及び診療時間」「入院及び退院」及び「弁償」などを定めることについて

国民健康保険川越市立診療所の設置及び芳野診療所を廃止統合し新たに国民健康保険川越市立診療所を設置するに伴い、同診療所の位置を川越市小仙波町二丁目四十五番五に置き、「診療の範囲」「診療使用料及び手数料」「診療日及び診療時間」「入院及び退院」及び「弁償」などを定めることについて



完成した診療所

課税事務準備の遅延により昭和四十八年度分納期の特例として、昭和四十八年度に限り国民健康保険税の納期は、第七条第一項中「十月十日から同月三十一日まで」とあるのを、「十一月十日から同月三十日まで」と改正したものである。

川越市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、結核予防法第三十五条の規定により、公費負担による医療を受ける患者の経済的な負担の軽減等をはかるため、本条例の一部を改正したものである。

国民健康保険川越市立診療所条例を定めることについて

は、川越市国民健康保険川越診療所及び芳野診療所を廃止統合し新たに国民健康保険川越市立診療所を設置するに伴い、同診療所の位置を川越市小仙波町二丁目四十五番五に置き、「診療の範囲」「診療使用料及び手数料」「診療日及び診療時間」「入院及び退院」及び「弁償」などを定めることについて

国民健康保険川越市立診療所の設置及び芳野診療所を廃止統合し新たに国民健康保険川越市立診療所を設置するに伴い、同診療所の位置を川越市小仙波町二丁目四十五番五に置き、「診療の範囲」「診療使用料及び手数料」「診療日及び診療時間」「入院及び退院」及び「弁償」などを定めることについて

請負契約なる

し尿処理場建設工事など

- 川越市し尿処理場建設工事請負契約について
- 川越市し尿処理場建設工事見積の結果で、その内容は、
- 一、契約の目的
- 川越市し尿処理場建設工事
- 二、契約の方法
- 随意契約
- 三、契約の金額
- 金三億六千五百万円
- 四、契約の相手方
- 東京都千代田区九段北
- 新湯ジンプロ有会社
- 一丁目一番八号
- 五、工期
- 本契約締結の日から
- 四百二十日

- 川越市立南古谷保育園新築工事請負契約について
- 川越市立南古谷保育園新築工事入札の結果で、その内容は、
- 一、契約の目的
- 川越市立南古谷保育園新築工事
- 二、契約の方法
- 指名競争入札
- 三、契約の金額
- 金三千二百万円
- 四、契約の相手方
- 飯能市大字笠縫
- 四百六十一番地
- 五、工期
- 前久保建設株式会社
- 本契約締結の日から百五十日

議事のあらまし

第一日(十月八日)は、会期を、二十五日間と決定、諸報告のうち、正副議長の辞職にともない、選挙がおこなわれましたが、その結果、市議会議長に、岩崎靖夫議員、市議会副議長に中野清議員を、それぞれ選出しました。

第二日(十月九日)は、「継続審査」となっていた「昭和四十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について」ほか「十特別会計決算認定について」の特別委員長報告がなされ、審議した結果、さらに「継続審査」とすることに決定し、続いて「昭和四十七年度川越市水道事業決算認定について」ほか三十四議案の提案理由の説明。

第三日(十月十日)は、祝日のため、本会議休会。

第四日(十月十一日)は、議案研究のため、本会議休会。

第五日(十月十二日)は、日程順に提出案を単独議題とし、質疑の後、関係各常任委員会に付託、続いて「昭和四十七年度川越市水道事業決算認定について」

補正予算

昭和四十八年度川越市一般会計補正予算(第三号)

は、歳入・歳出それぞれ十四億七千八百万円を追加し、歳入・歳出それぞれ九十七億一千七百万円としたものである。

歳入の主なるものは「市税」のうち市民税の現年度分一億七千二百一十一万円、固定資産税の現年度分一億六千四百六十一万円、市たばこ消費税の現年度分千六百三十三万七千円、都市計画税の現年度分一億六千六百三十八万円、「地方譲与税」のうち自動車重量譲与税二千万円、「娯楽施設利用税交付金」の二千五百万円、「自動車取得税交付金」の三千万円、「地方交付税」の二億六千三十一万一千円、「交通安全対策特別交付金」の九百四十四万円、「国庫支出金」のうち老人医療費負担金二千四百五十二万三千円、保育園建設費補助二千三百四十二万七千円、学童通学路等整備工事補助千二百八十八万円、公営住宅建設費補助千二百六十四万四千円、「県支出金」のうち都市社会施設特別整備補助千七百七十三万円、保育園建設費補助など八百九十九万九千円、農道改良工事補助など千九百九千円「寄附金」のうち公共施設整備費寄附七千万円、天沼新田地内側道用地買収費寄附五百三十万円、「繰越金」のうち前年度繰越金一億四千七百八十一万二千円、「諸

収入」のうち競輪事業収入二億二千万円、「市債」のうち保育園建設費千二百一十万円、荒川右岸流域下水道事業債など千八百三十万などです。

また歳出の主なるものは「総務費」のうち公共施設整備基金積立七千万円、集会所建設費補助千七百万円、「民生費」のうち老人医療給付費千三百三十六万一千円、国民健康保険事業特別会計へ繰出金三千八百万円、保育園建設工事費四千八百八十六万五千円、団地購入費二千七百七十七万円、「農林水産業費」のうち市街化区域緑地交付金七百五十万円、農道改良工事など千七百二十七万円、農道用地購入費五千一百一十五万円、「土木費」のうち学童通学路等整備工事など三千四百五十一万五千円、防じん処

理新設及び修繕工事など一億四千万円、側溝新設改良工事など六千四百四十四万円、用地購入費四千万円、南古谷駅前広場及び幹線街路舗装工事一千万円、排水整備対策費補助四千四百九十九万円、既設住宅用地購入費六千八百二十九万二千円「消防費」のうち川越地区消防組合負担金五千六百三十三万二千円「教育費」のうち幼稚園就園奨励費など補助千六百二十八万五千円、校舎附属施設等整備工事費千二百七十五万円、新増築小学校附属設備工事等千三百七十七万円、中学校付帯工事費千九百九十九万円、公民館建設工事費千五百五十万円などです。

昭和四十八年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

は、事業勘定において歳入歳出それぞれ九百八十一万一千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ一億八千九百八十八万一千円とし、施設勘定においては、歳入歳出それぞれ三千六百九十七万五千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百三十三万五千円としたものである。

昭和四十八年度川越市と畜場事業特別会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ二百四十七万六千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二千七百六十七万六千円としたものである。

昭和四十八年度川越市競輪事業特別会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ八億九千六百七十三万八千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ三十三億二千八百五十五万五千円としたものである。



取得した保育園建設用地

損害の賠償

昭和四十八年度川越市江川流域下水路建設事業特別会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ二百九十九万五千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ一億六千二百三十万三千円としたものである。

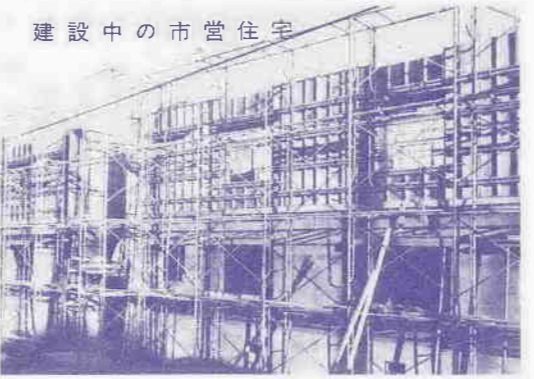
昭和四十八年度川越市真土川下水路建設事業特別会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ千四百二十万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ二千五百八十三万三千円としたものである。

昭和四十八年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

は、歳入歳出それぞれ三千二百一十六万一千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ一億九千二百二十七万九千円としたものである。

昭和四十八年度川越市川越都



住宅営市の建設中

- 市計画川越駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- は、歳入歳出それぞれ九百五十七万五千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ三億九千六百一十五万五千円としたものである。
- 昭和四十八年度川越市水道事業会計補正予算(第一号)
- は、収益的支出として水道事業費用三千四百七十五万円を補正し合計五億九千九百八十三万三千円とし資本的収入は一億を減額し合計一億二千五百二十七万七千円、資本的支出は一億七千四百七十七万七千円を減額し合計十二億九千四百九十七万二千円としたものである。
- 損害の賠償について
- は、昭和四十七年四月二日川越市消防署消防職員による人身事故に対し、その損害を賠償するものである。
- 第十七日(十月二十四日)は前日に引続いて、各常任委員会が、付託案を審査。
- 第十八日(十月二十五日)は前日に引続いて、建設常任委員
- ては、「水道決算特別委員会」を設定し、その審査と付託。
- 第六日(十月十三日)は、本会議休会。
- 第七日(十月十四日)は、日曜日のため、本会議休会。
- 第八日(十月十五日)は、本会議休会。
- 第九日(十月十六日)は、日程順に提出案を単独議題とし、質疑の後、関係各常任委員会にその審査を付託。
- 第十日(十月十七日)は、前日に引続き、日程順に提出案を単独議題とし、質疑の後、関係各常任委員会にその審査を付託。
- 第十一日(十月十八日)は、通告順にしたがい、一議員による一般質問を実施。
- 第十二日(十月十九日)は、前日に引続いて、三議員による一般質問を実施。
- 第十三日(十月二十日)は、前日に引続いて、五議員による一般質問を実施。
- 第十四日(十月二十一日)は日曜日のため、本会議休会。
- 第十五日(十月二十二日)も第十三日に引続いて、三議員による一般質問を実施。
- 第十六日(十月二十三日)は総務、文教、厚生、建設の四常任委員会の正副委員長を互選の後、各常任委員会が、付託案を審査。
- 第十七日(十月二十四日)は前日に引続いて、各常任委員会
- 第十八日(十月二十五日)は前日に引続いて、建設常任委員

道路の認定・廃止



▽川越市道路線の認定について
 川越市道路線の認定は、伊佐沼外周道路新設に伴い大字古谷上字沼端二番地先を起点とし、大字沼田町九百二十三番地先までの延長七百五十八・五メートル、および大字伊佐沼字沼田町六百十六番地先を起点とし、大字古谷上字伊佐沼一番地先までの延長六百九十八・八メートルを認定したものである。

▽川越市道路線の廃止について
 川越市道路線の廃止は、伊佐沼外周道路新設に伴い大字古谷上字沼端二番地先を起点とし、同字二番地先を起点とし、同字五番地先に至る市道延長三百五十二メートルを廃止したものである。

▽川越市道路線の認定について
 川越市道路線の認定は、道路新設に伴い大字古谷上字沼田町九百二十三番地先を起点とし、同字五番地先に至る市道延長三百五十二メートルを認定したものである。

▽川越市道路線の認定について
 川越市道路線の認定は、道路新設に伴い大字古谷上字沼田町九百二十三番地先を起点とし、同字五番地先に至る市道延長三百五十二メートルを認定したものである。

意見書

朝鮮の自主的平和統一についての意見書など

市議会第六回定例会最終回(十一月一日)に
 朝鮮の自主的平和統一について意見書
 が提案された内容は、朝鮮民主主義人民共和国から日本政府をはじめ世界各国に要請した「世界の平和と政府におくる手紙」は、朝鮮の自主的平和統一と外圍の干渉排除に関する願望が強くのべられている。川越市議会は、この主旨を理解し朝鮮の自主的平和統一のために日本政府の協力を強く要望するものである。との主旨により川越市議会会名をもって、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長あて提出されるよう、提出者山口登議員、賛成者山田貞男議員ほか八名より提出され、提案理由の説明ののち採決を実施した結果原案どおり「即決」しました。

▽地方税法再改正を要望する意見書
 が提案された内容は、第七十一特別国会における地方税法の改正は、「税負担の軽減および課税の適正化をはかる」ためといながら、結果的に住民の税負担は極めて重くなっている。よって政府

市道延長二十八メートルを廃止したため、神明町四十八番地先を起点とし、同町九番一地先に至る市道延長九十五・六十メートルを廃止したものです。

▽川越市道路線の廃止について
 は、川越地区消防組合消防庁舎

市議会第六回定例会最終回(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

昭和四十七年度「継続審査」水道会計決算は

市議会第六回定例会第二日(十月九日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

昭和四十七年度川越市水道事業決算認定について
 市議会第六回定例会最終回(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

市議会第六回定例会最終回(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

市議会第六回定例会最終回(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

「本市の交通問題を総合的に解明」 交通対策特別委員会を設置

市議会第六回定例会最終日(十一月一日)に、
 近時、本市における交通問題はあらゆる面で市民福祉に直結している焦眉の問題である。よって、川越市議会は市民の福祉増進のために、交通対策特別委員会を設置し、交通における諸問題を総合的に理解し、市政に大きく寄与することを願ひ、ここに提案するものである。との主旨により、

交通諸問題の総合的対策について審議された
 との動議が提出者天沼半右衛門議員、賛成者山口登議員ほか八名より提出されたので、審議した結果、「交通対策特別委員会」を設置し、ただちにその付託案を審査いたしました。が、一日間では審査を終了することは困難であるため「継続審査」にすることに決定した旨の特別委員長報告があり



混雑する本川越駅前

- 委員長 後閑 芳雄
 副委員長 森田 栄
 委員 原田 清
 委員 伊藤 義郎
 委員 宇津木 清蔵
 委員 宇津木 克雄
 委員 山口 登
 委員 矢部 正左衛門
 委員 中村 光男
 委員 山田 貞男
 委員 水村 高次
 委員 根岸 春吉
 委員 戸田 正雄
 委員 天沼 半右衛門
 委員 木村 豊太郎
 委員 山村 健仁
 委員 菊地 実
 委員 中村 源次
 委員 大泉 清
 委員 関根 永吉
 委員 金井 二郎
 委員 武定 雄
 委員 安田 謹之助
 委員 間仁田 春二
 委員 伊藤 宗一



水浄第一関ヶ震

市議会第六回定例会最終日(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

市議会第六回定例会最終日(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

市議会第六回定例会第十六日(十月二十三日)に、付託案審査のため総務・文教・厚生・建設の四常任委員会が開催され、つぎのとおり各常任委員会の正副委員長が選出されました。

総務常任委員会
 委員長 荒井 習一
 副委員長 宇津木 克雄
 文教常任委員会
 委員長 宇津木 清蔵
 副委員長 中里 甲子寿
 厚生常任委員会
 委員長 原田 清
 副委員長 矢部 正左衛門
 建設常任委員会
 委員長 深田 綱三
 副委員長 山口 登

市議会第六回定例会最終日(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

市議会第六回定例会最終日(十一月一日)に、提案理由の説明があり、第五日(十月十二日)に質疑ののち「水道決算特別委員会」を設置し、その審査を付託いたしました。が、第十八日(十月二十五日)に慎重審査した結果、なお、審査する必要があるため「地方自治法第百十條第三項の規定により継続審査」とする旨の、決算特別委員長報告があり、最終日(十一月一日)に審議した結果、つぎの議案は決算特別委員長の報告どおり「継続審査」とすることと決定いたしました。

一般質問

- 一、市選挙と公約実現について
 新山 昌司 議員
 二、心身障害児(者)対策について
 菊地 実 議員
 三、旧名細小南分教場跡地利用計画と県道鯨井狭山線、及び県道川越越生線との付け替え計画について
 矢部 正左衛門 議員
 四、霞ヶ関駅前整備構想と角栄建設機による駅前開発について
 後閑 芳雄 議員
 五、マンション規制について
 安田 謹之助 議員
 一、市庁舎管理について
 安田 謹之助 議員
 二、県立高校誘致について
 安田 謹之助 議員
 一、新河岸川上流の問題と整備計画について
 水口 和夫 議員

請願 十九件を採択

一件は「継続審査」に

朝鮮の自主的平和統一のための運動に支援

市議会第六回定例会（十月八日開会）に提出された請願は、つきのとおりです。

市立泉小學校に体育館建設方請願について

は、現在の校舎は昭和四十二年より昭和四十五年の間に増築され一応は整ってまいりましたが、運動場は狭く児童に特に必要な体力づくりはもろろん、学校の行事の実施、安全指導、管理上からも大きな支障をきたしております。特にこの点にかんがみ本校に体育館を早急に建設されることが望まれてまいりました。すでに体育館の敷地は買収済みであり、この体育館建設により児童の体力づくりはもとより、社会体育の場として地区教育の推進により、大川越市の将来の発展に大きく影響することをお願いして、一日も早く理想的体育館の建設に着工していただきたいとの主旨により川越市今成町自治会長、山崎定次郎氏ほか二千七百十三名より提出されたものです。



川越線が望まれる改善

霞ヶ関西自治会地区に下水道設置方請願について

は、既にトイレの水洗化、お勝手や雨水等の雑排水を兼ねた下水道敷設については、市長はじめ関係課長より、霞北町内に建設中の処理場が完成次第、関係者と話し合っ下水道を敷設するとの確約を得てありますが、下水道のない毎日の生活がどんなものであるかは

市立福原小学校に管理室、特別室、体育館等を早期建設方請願について

は、市立福原小学校は昭和四十六年度十二教室、昭和四十七年度八教室と校舎の改築が行われ、近代的な新校舎で学習に励んでおりますが現在校長室等の管理室、特別室は老朽校舎を使用しており新校舎とは離れていて不便をきたしております。また体育館は小中兼用であり一日も早く体育館の設置が望まれています。なにとぞ管理室、特別教室、体育館等の建築を含む第三期工事の早期着工を切望し理想的な教育環境の実現により児童の教育向上を期待いたします、との主旨により川越市自治会連合会福原支会長、村田与平氏ほか千九十一名より提出されたものです。

六十五歳以上の老人に対する市政としての無料入浴福祉事業の実施方請願について

は、昭和四十八年を転機として政府も自治体も老人福祉として老

老人の公衆浴場利用 助成事業の促進方請願について

は、この度埼玉県公衆浴場環境衛生同業組合による老人の公衆浴場利用助成事業は、老人一同の公衆浴場は国民大衆の日常生活に欠くことのできない保健施設とし、またこの機会に、老人の肉体的機能の健康並びに老人の社会との連なりをもつ社交場として最も適した施設であります。老人が日常生活を過ごすことは、個人にとつても社会にとつてもきわめて重要でありますので、埼玉県公衆浴場環境衛生同業組合の請願書の趣旨を二聴認り速かに実施されたい、との主旨により川越市中原町一丁目六番地四、老人クラブ代表、福島久次氏ほか千三百九十一名より提出されたものです。



高齢化した小体育館

バス運行改善 に関する請願について

は、私たち霞ヶ関町地住民は入居以来一年、毎日毎日バス運行の不便に悩まされながらの通勤通学です。ご存知のように霞ヶ関地区は団地造成などにより、人口が急激に増えており、住民にとって交通問題は大きな生活問題となっております



保育園に名を頼まれた請願

川越線改善のための 請願について

は、川越線沿線の人には、最近急激に増加してきました。そのため朝夕の通勤通学時の利用者は列車の定員をはるかに超え、川越線川越線ホームの混雑は、非常に危険の状態になっています。私たちは川越線を利用して立派な沿線地域の発展のため、

固定資産税及び都市計画税に関する請願について

は、昭和四十八年度の固定資産税、及び都市計画税の大幅値上げの影響は、市民生活にはかり知れない不安を与えているので、固定資産税の値上げを行うため土地の評価基準の再検討を行い、政府と税制調査会に意見書を提出された、また都市計画税の値下げと、納期の延長を行い、地代家賃の大幅引上げに対しては、その適正化のため市が指導相談に応じられたい、との主旨により川越市新富町二丁目十八番地一、井原武重氏ほか千二百四十九名より提出されたものです。

市内各町一丁目 下水道設置方請願について

は、先般市当局のからいにより下水道設備のお話に接しましたが聞きおぼやぶところ

市立協田新町保育園の園庭拡張ならびに施設充実方請願について

は、当保育園は園庭が狭い上に細長くL字型で、運動会ときなど直線コースもとれないありさまです。また福祉施設最低基準で示されているブランコも設置されておらず、そのうえ遊具、教材用具は数が少なく、調理室も狭く消毒器が置いてなく設備が充実していませんので、ぜひとも園庭の拡張と設備の充実をしていただきたい、との主旨により、川越市野田町一丁目十四番地、脇田新町保育園保護者会長、小林秀子氏ほか二百六十六名より提出されたものです。

市立高階小学校に体育館兼講堂建設方請願について

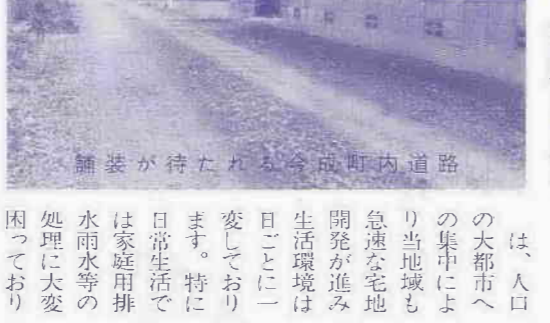
は、現在高階小学校には昭和十

市内今成町東条自治会 会地内のぬかるみ道路舗装方請願について

は、当地域は市街化区域に設定されて以来、宅地造成で日毎に開発され急速に宅地化されつつあります。その間雨降りの道路のぬかるみに地域住民は大変困っており、舗装していただきたい、との主旨により、川越市大字今成九百五十四番地五、今成町東条自治会会長、村田健児氏ほか五百二十七名より提出されたものです。

市立名細保育園の早期増築と整備方請願について

は、当保育園は昭和四十二年新園舎建設以来、交通が便利なため人口が自然増だけでなく、社会増もはげしく、保育園に入園を希望する方が多いため現在定員六十名に対し五十七名が入園しており、保育室の不足から事務室を使用するなどの措置をとって急場をしのいでいるが、もはや限界に達し、便所に行くにも隣室の昼寝の園児



市内今成町東条自治会地内のぬかるみ道路

市街化区域内農地 生産緑地設定方請願について

は、市街化区域内農地の宅地なみ課税が実施され、農家の経営は窮地に追込まれ絶望視されている事態が生じている。区域内農地は生鮮農産物などの生産供給を目的とする農業経営の存立のみならず、災害時の空間を確保し生活、情操環境の保全に重要な役割を果している。健全な都市と農業が調和した発展を期するためには、生産緑地の確保は火急を要するものであり農政の強化にあたり

市内今成町東条自治会 会地内の下水道整備方請願について

は、人口の大都市への集中により当地域も急速な宅地開発が進み生活環境は日ごとに一変してあります。特に日常生活では家庭用排水雨水等の処理に大変困っておりますので、下水道を早急に整備していただきたい、との主旨により川越市大字今成九百五十四番地五今成町東条自治会会長、村田健児氏ほか五百二十七名より提出されたものです。

や他の保育に支障をきたしているの、

一、保育園の東側敷地に保育兼遊戯室と便所を増築されたい。

二、園児の急病時や職員休憩、更衣をかねた部屋を設置されたい。

三、屋外運動に必要な園庭を確保されたい。

との主旨により、川越市大字の場二百二十五番地八、市立名細保育園父母の会代表、梁瀬幸男氏ほか二百八十名より提出されたものです。

は、生産緑地区域内農地に生産緑地設定方請願について

一、生産緑地制度を条例化し、市街化区域内農業経営の継続、確保をはかられたい。

二、市街化区域内農地で、常時肥培管理が確保して市と申請者との間に登録農地として協議を終わせるものとし、この農地の助成措置を講じられたい。

三、登録農地は地つづき、または一

所有者七九九平方メートルを下
限とされたい。

四、登録農地の期間は安心して農
業の継続を可能にするため五カ
年間とし、満了時には速やかに
更新できるものとする。また期
間内に止むを得ぬ事情が生じた
場合は申請者の申請により解除
できるものとされたい。

五、登録農地に対しては、当該年
度に係る固定資産税の増税分を
奨励金として交付されたい。

との主旨により、川越市大字藤
間五百五十番地、新井利一氏ほか
千五百三十名より提出されたもの
です。

▼ 川越の自然と文化遺 産の保存に関する請願 について

は、最近、大気汚染などにより
川越市の緑もつきつきと失なわれ
つつあり、喜多院においてもその
周辺の自然環境の破壊が急速に進
み、今回、白山権現社と、その下
にある古墳の一部をとりこわし駐
車場をつくる計画が明らかになり
ましたが、駐車場ができるとその
震動により、国指定重要文化財の
最も古い山門や、市指定文化財の
五百羅漢などに悪影響を及ぼし、
さらに自動車の大気汚染により五
百羅漢一帯の樹木が急速に枯れる
事は必須でありますので、文化遺
産と自然の保護については、喜多
院だけに依存することなく国及び
自治体が維持管理を行い、あわせ
て、市民が文化遺産と自然に接
する機会が多くなるよう、喜多
院から川越城本丸御殿に通ずる

遊歩道もその責任において建設
されるよう、

一、駐車場の件については白山権
社の北にある東武鉄道の土地約
六百坪の土地を利用できるよう
幹旋方を講じること

一、重要文化財の建造物が集中し
ている喜多院・東照宮の境内全
域を保存されること

一、喜多院の文化財と自然環境を
保全し、市民のいこいの場とし
て永久に活用できるような適切
な処置をとること

一、市民の遊歩道については、喜
多院から川越城本丸御殿にいた
る散策路を建設されること

との主旨により、川越の自然と
文化を守る会代表、大野伊三郎氏
ほか千四百六十七名より提出され
たものです。

以上の請願は、市議会第六回定
例会第十六日(十月二十三日)

第十七日(十月二十四
日)開催の関係各常任
委員会に付託され審査
した結果、「採択」し
たむねの関係各常任委
員長報告が最終日(十
一月一日)にあり、審
議した結果、関係各委
員長報告とあり「採
択」することに決定い
たしました。

▼ 高階地区に下 水道設置等・生 活環境整備方請 願について

は、当地区は近時宅

地増設が急速にすすみ、居住者も
日々ふえておりますので、高階地
区(東上線線路から旧川越街道ま
で、不老川から高階小学校前道路
までの間)に日常生活に欠かせな
い下水道を設置し、既存道路の舗
装整備、街灯設置を早急に実現さ
れたい、との主旨により高階第二
地区区画整理対策協議会、川越市
砂新田百九十八の十二、事務局長
平松辰雄氏ほか四百四十三名より
提出されたものです。

本請願は建設常任委員会に付託
され審査されましたが、同委員会
としては「なお、慎重に審査する
必要があるため地方自治法第九
条第五項の規定により継続審査」
とすることに決定したむねの委員
長報告が、同じく最終日(十一月
一日)にあり審議した結果、建設
常任委員長報告とあり「継続審査」
とすることに決定いたしました。



確保されたい市街化区域内農地

「継続審査」はさらに会計決算 一般特別

- 市議会第四回定例
会において、「継続
審査」の付託を受け
ておりました。
- ▽ 昭和四十六年度
川越市一般会計歳
入歳出決算認定に
ついて
- ▽ 昭和四十六年度
川越市公益質屋事
業特別会計歳入歳
出決算認定につい
て
- ▽ 昭和四十六年度
川越市国民健康保
険事業特別会計歳
入歳出決算認定に
ついて
- ▽ 昭和四十六年度
川越市と畜場事業
特別会計歳入歳出
決算認定につい
て
- ▽ 昭和四十六年度
川越市水洗面
所改造資金貸付事業特別会計歳
入歳出決算認定につい
て
- ▽ 昭和四十六年度川越市江川流
域下水道建設事業特別会計歳入
歳出決算認定につい
て
- ▽ 昭和四十六年度川越市川越都
市計画高階第一土地区画整理事
業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- ▽ 昭和四十六年度川越市川越都
市計画川越駅西口土地区画整理
事業特別会計歳入歳出決算認定
につい
て

の十一決算は、去る十月二日に決
算特別委員会が開催され慎重に審
査されましたが、なお全審査の終了
が期せられないため「継続審査」と
することに決定した
むねの特別委員長報
告が、第六回定例会
の第二日(十月八日)
の本会議で報告され
審議した結果、特別
委員長報告とあり地
方自治法第九十條第
三項の規定により「継
続審査」とすることに
決定しました。

市議会第六回定例会最終日(十
一月一日)に、去る七月二十三日
急逝されました但木収入役の後任
として、総務部長、兼企画部長の
須ヶ間太平氏を選任したい、との
提案があり、地方自治法第六十
八条第七項の規定により議会の同
意をいたしました。

収入役の選任につき同意を求
めることについて

川越市末広町一丁目十一番地九
須ヶ間 太 平
大正六年九月三日生

市議会運営委員会構成される

- 市議会運営委員会が、第六回定
例会の第一日(十月八日)に、つ
ぎの委員により設置されました。
- 委員長 天沼 平右エ門
副委員長 山口 登
委員 山田 貞男
- 委員 水村 高次
委員 荒井 習一
委員 木村 豊太郎
委員 関根 永吉
委員 清水 正平
委員 新山 昌司
委員 栗原 定一



市議会日誌

- ▼ 九月五日午前十
時三十分、和歌山
市議会議員が「議会
運営について」の行
政視察のため来庁し
ました。
- ▼ 九月十九日午前
十時に、東松山市議
会議員が「福祉行政
全般について」行政視
察のため来庁しまし
た。
- ▼ 九月二十日午前十一時二十分
大分市議会議員が「交通対策につ
いて」行政視察のため来庁しまし
た。
- ▼ 十月一日午後二時から市役所
大会議室において、決算特別委員
会が開催され「昭和四十六年度川
越市一般会計歳入歳出決算認定に
ついて」ほか十特別会計決算につ
いてを審査しました。